

平成 28 年度における沖縄地区の消費税転嫁対策の取組について

平成 29 年 6 月 15 日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

はじめに

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）においても、転嫁拒否行為等に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として、「消費税転嫁対策調査室」を設置し、沖縄公正取引室管内において消費税転嫁対策に係る取組を実施してきたところ、平成 28 年度における管内の取組状況は以下のとおりである。

第 1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

1 措置件数

管内においては、平成 28 年度において、転嫁拒否行為に対して、6 件の指導を行っている。主な指導の概要は別紙のとおりである。

表 1：措置件数

[単位：件]

年 度		平成 28 年度		平成 27 年度		累計	
		全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
措 置	指 導	362 《20》	6 《0》	349 《24》	8 《0》	1,751 《124》	23 《2》
	勸 告	6 《0》	0 《0》	13 《3》	0 《0》	38 《7》	0 《0》
違反事実なし		218	3	472	1	1,150	19

(注) 累計の数値は、平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月までの累計。また、全国の件数には、沖縄地区の件数を含む（以下同じ）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

電話 098-866-0049 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 措置件数の業種別内訳

平成28年度の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）について措置を採った特定事業者の業種別で分類すると、管内においては、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、不動産業及びホテル業が各1件となっている。

表2：措置件数の内訳（業種別）

[単位：件（%）]

業種（注1）		全国	沖縄地区
建設業	平成28年度	56 (15.2)	0 (0.0)
	平成27年度	57 (15.7)	2 (25.0)
	累計	186 (10.4)	2 (8.7)
製造業	平成28年度	66 (17.9)	1 (16.7)
	平成27年度	67 (18.5)	1 (12.5)
	累計	470 (26.3)	2 (8.7)
情報通信業	平成28年度	38 (10.3)	1 (16.7)
	平成27年度	44 (12.2)	3 (37.5)
	累計	155 (8.7)	4 (17.4)
運輸業	平成28年度	15 (4.1)	0 (0.0)
	平成27年度	15 (4.1)	0 (0.0)
	累計	119 (6.7)	1 (4.3)
卸売業	平成28年度	20 (5.4)	1 (16.7)
	平成27年度	20 (5.5)	0 (0.0)
	累計	129 (7.2)	3 (13.0)
小売業	平成28年度	39 (10.6)	1 (16.7)
	平成27年度	38 (10.5)	0 (0.0)
	累計	215 (12.0)	3 (13.0)
不動産業	平成28年度	19 (5.2)	1 (16.7)
	平成27年度	24 (6.6)	2 (25.0)
	累計	69 (3.9)	3 (13.0)
技術サービス業	平成28年度	15 (4.1)	0 (0.0)
	平成27年度	20 (5.5)	0 (0.0)
	累計	99 (5.5)	1 (4.3)
学校教育・ 教育支援業	平成28年度	20 (5.4)	0 (0.0)
	平成27年度	9 (2.5)	0 (0.0)
	累計	40 (2.2)	0 (0.0)
その他	平成28年度	80 (21.7)	1 (16.7)
	平成27年度	68 (18.8)	0 (0.0)
	累計	307 (17.2)	4 (17.4)
全業種	平成28年度	368 (100)	6 (100)
	平成27年度	362 (100)	8 (100)
	累計	1,789 (100)	23 (100)

(注1) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。「その他」は医療福祉、事業サービス業、自動車整備業・機械等修理業、旅行業等である。

(注2) () 内の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

(注3) 累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計。

3 措置件数の行為類型別内訳

平成 28 年度の措置件数について行為類型別で分類すると、管内においては、6 件全てが買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）となっている。

表 3：措置件数の内訳（行為類型別） [単位：件（%）]

行為類型		全国	沖縄地区
減額	平成 28 年度	19 (4.9)	0 (0.0)
	平成 27 年度	18 (4.9)	2 (22.2)
	累計	73 (4.0)	3 (11.5)
買ったたき	平成 28 年度	362 (94.3)	6 (100)
	平成 27 年度	344 (92.7)	7 (77.8)
	累計	1,473 (79.9)	21 (80.8)
役務利用・利益提供の要請	平成 28 年度	0 (0.0)	0 (0.0)
	平成 27 年度	3 (0.8)	0 (0.0)
	累計	49 (2.7)	1 (3.8)
本体価格での交渉の拒否	平成 28 年度	3 (0.8)	0 (0.0)
	平成 27 年度	6 (1.6)	0 (0.0)
	累計	248 (13.5)	1 (3.8)
合計	平成 28 年度計	384 (100)	6 (100)
	平成 27 年度計	371 (100)	9 (100)
	累計	1,843 (100)	26 (100)

(注 1) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、「合計」の件数は、表 1 及び表 2 に記載の件数とは必ずしも一致しない。

(注 2) () の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

(注 3) 累計の数値は、平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月までの累計。

4 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

管内では、平成 28 年度において、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者 5 名から、特定供給事業者 74 名に対し、総額 149 万円の原状回復が行われた。

表 4：特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年 度	平成 28 年度		平成 27 年度		累計	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
原状回復を行った特定事業者数	293 名	5 名	333 名	9 名	854 名	18 名
原状回復を受けた特定供給事業者数	36,137 名	74 名	25,059 名	1,204 名	94,290 名	1,295 名
原 状 回 復 額	9 億 2957 万円	149 万円	6 億 7444 万円	560 万円	20 億 1555 万円	857 万円

(注 1) 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てている。

(注 2) 累計の数値は、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの累計。

5 転嫁拒否行為等に関する相談件数

沖縄公正取引室においても、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置しており、当該相談窓口において、平成 28 年度は 3 件の相談に対応した。

表 5 : 転嫁拒否行為等に関する相談件数 [単位 : 件]

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	累計
全国	444	548	1,420	3,179	5,591
沖縄地区	3	4	7	14	28

(注) 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談を含む。

6 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、管内においては、平成 28 年度は 252 名の事業者及び 2 の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表 6 : 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数 [単位 : 件]

	事業者		事業者団体	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
平成 28 年度	2,385	252	581	2
平成 27 年度	4,344	229	682	2
平成 26 年度	8,744	864	1,263	37
平成 25 年度	1,326	25	401	6
累計	16,799	1,370	2,927	47

7 移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、管内においては、平成 28 年度は移動相談会を 1 回実施した。

表 7 : 移動相談会の実施回数 [単位 : 回]

	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	累計
全国	36	52	47	75	210
沖縄地区	1	1	1	5	8

第2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

1 公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会・沖縄公正取引室主催の説明会を管内において実施した（平成28年度は1回）。

表8：公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会の実施回数 [単位：回]

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	累計
全国	36	51	30	40	157
沖縄地区	1	1	1	6	9

2 講師派遣

管内においては、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、平成29年3月末までに、公正取引委員会事務総局又は沖縄公正取引室の職員を講師として12回派遣した。

表9：講師の派遣回数 [単位：回]

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	累計
全国	73	27	59	384	543
沖縄地区	0	1	3	8	12

第3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の届出について、平成29年3月末までに、管内において、転嫁カルテル5件、表示カルテル4件の合計9件を受理している。

また、届出書の記載方法等に関して、平成29年3月末までに、管内において6件の相談に対応した。

主な指導事例
(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

買ったたき（第 3 条第 1 号後段）

- ① 食料品製造業を行う A 社は、加工用農産物の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。
- ② 新聞発行業を行う B 社は、新聞配送、戸別新聞配達及び購読料集金業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
- ③ 娯楽用品小売業を行う C 社は、自動車の検査に係る業務及び建物の解体に係る業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
- ④ 不動産賃貸業を行う D 社は、貸付用植木の賃貸人（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの賃料を据え置いていた。
- ⑤ ホテル業を行う E 社は、残飯回収業務、貯水槽清掃業務及び会計業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成 26 年 4 月 1 日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。